青森県災害派遣精神医療チーム (青森県DPAT)活動マニュアル



令和6年12月 青森県健康福祉部障がい福祉課

目次

第 1	活動の理念
1	青森県DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team) とは
2	DPAT活動の3原則: SSS (スリーエス) ············· 2
3	青森県DPAT活動の根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第2	青森県DPAT活動の枠組み
1	青森県DPATの構造 · · · · · · · · · · 3
2	青森県DPAT登録機関及び協定締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3	DPAT構成員の要請・登録等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4	DPAT統括者 ······ 5
5	県健康医療福祉部障がい福祉課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6	県立精神保健福祉センター · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
7	指揮命令系統と組織の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第3	災害時の対応
1	青森県DPAT調整本部 · · · · · · · · · 9
2	DPAT活動拠点本部 · · · · · · · · · · · · 10
3	青森県DPATの待機要請・・・・・・・・・・・・・・・10
4	青森県DPAT派遣の流れ · · · · · · 11
5	青森県DPAT構成員の健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第 4	青森県DPATの活動内容
1	本部活動
2	被災者・支援者等に対する精神保健医療活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・13
3	情報収集とアセスメント・・・・・・・・・14
4	情報発信 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
5	活動記録と処方箋
6	活動情報の引継ぎ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
7	活動の終結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
第5	費用と補償
1	費用 · · · · · · · · · · · · · · · · 17
	補償
3	その他・・・・・・・・・・・・・17
第6	青森県災害拠点精神科病院と保健医療福祉現地調整本部一覧等・・・・・・・・・・・18

資料編•	様式 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
<資料編	目次>	
資料 1	青森県災害派遣精神医療チーム(DPAT)運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・ 21	
資料 2	青森県DPATの派遣に関する協定書 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 25	
<様式編	目次>	
様式 1	DPAT活動日報(青森県独自様式) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
様式2	DPAT活動拠点本部日報(青森県独自様式)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	
様式3	DPAT調整本部日報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
様式4	精神科病院入院患者搬送用紙 ver. 2.0 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
様式5	医療搬送カルテ	
様式6	災害診療記録 2018 (一般診療版) 39	
様式7	J-SPEED2018 診療日報 (一般診療版) ······ 43	
様式8	災害診療記録 2018(精神保健医療版)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45	
様式9	J-SPEED2018 日報(精神保健医療版) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

第1 活動の理念

1 青森県DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team) とは

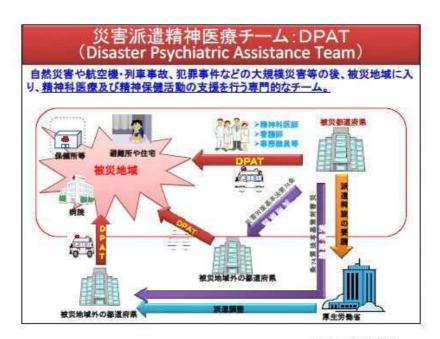
自然災害や航空機、列車事故等の大規模災害の発生及び新興感染症がまん延した場合、 被災地域における精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新 たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大することが考えられる。

このような災害の場合、精神科医療機関の被災状況、それに伴う入院患者の搬送、避難所での診療の必要性等、専門的な知見に基づいて、被災地域の精神保健医療におけるニーズを速やかに把握する必要があり、被災地域のニーズに応える形で専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を継続する必要がある。

また、多様な医療チーム、保健師等との連携を含め、災害時精神保健医療のマネージメントに関する知見も必要とされる。

このような活動を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームをDPATといい、青森県県内の病院で構成されたDPATを青森県DPATとする。

なお、青森県DPATについては、青森県地域防災計画及び青森県保健医療計画にも 位置づけられており、別に定める出動基準に基づき、青森県知事からの要請に基づき出 動するものである。



【DPAT事務局資料】

2 DPAT活動の3原則:SSS (スリーエス)

(1) Self-sufficiency:自己完結型の活動

移動、食事、通信、宿泊等は自ら確保し、自立した活動を行うこと。また、自ら健 康管理(精神面も含む)、安全管理は自ら行うこと。

(2) Share:積極的な情報共有

被災・派遣自治体の災害対策本部や担当者、被災地域の支援者、及び他の保健医療 チームとの情報共有、連携を積極的に行うこと。

(3) Support: 名脇役であれ

支援活動の主体は、被災地域の支援者であることを念頭に置き、地域の支援者を支え、その支援活動が円滑に行えるための活動を行うこと。ただし、被災地域の支援者は、多くの場合、被災者であることに留意すること。

3 青森県DPAT活動の根拠

- 災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動要領
- ・青森県災害派遣精神医療チーム (青森県DPAT) 活動マニュアル
- 災害医療対策事業等実施要綱
- ·青森県DPAT運営要綱
- ・青森県DPATの派遣に関する協定書
- 青森県地域防災計画
- 青森県保健医療計画
- · 青森県保健医療福祉調整本部設置要綱
- · 青森県保健医療福祉現地調整本部設置要綱
- ・青森県災害対策本部運営マニュアル【健康医療福祉部編】
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律

第2 青森県DPAT活動の枠組み

1 青森県DPATの構造

(1) 青森県DPATの定義

青森県DPATは、災害発生時に青森県が継続して派遣する災害派遣精神医療チーム全ての班を指し、発災当日から遅くとも48時間以内又は発災後の数週間から数ヶ月の間に青森県内外の被災地域において活動できる班を「先遣隊」とし、主に県内において地域展開型の活動ができる班を「ローカルDPAT」とする。

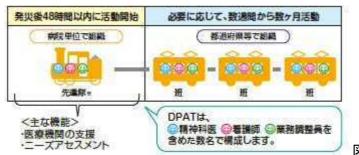


図 1

(2) 先遣隊の役割

先遣隊は、主に本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等の役割を担う。

また、長期化する災害支援においては、主に本部機能の継続や、被災地での精神科 医療の提供、精神保健活動への専門的支援、被災した医療機関への専門的支援、支援 者(地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等)への専門的支援等の役割を担う。

(3) ローカルDPATの役割

ローカルDPATは、亜急性期から慢性期にかけ、県内の精神科医療の診療支援や 避難所等での巡回による情報収集や相談対応、往診、支援者への支援等の役割を担 う。

(4) 青森県DPAT各班の構成

青森県DPAT各班は、以下の職種を含めた3名程度で構成する。

- ①精神科医師 ※
- ②看護師
- ③業務調整員(ロジティクス):連絡調整、運転等の医療活動を行うため、後方支援 全般を行う者

※先遣隊を構成する医師は精神保健指定医でなければならない。ローカルD

PATの医師は精神保健指定医であることが望ましい。

なお、現地のニーズに合わせて、児童精神科医、薬剤師、保健師、精神 保健福祉士や臨床心理技術者等を含めて適宜構成する。

また、同一の指定機関に所属する職員で構成することを基本とするが、 単一の機関により、1 班の構成が困難な場合には、複数の指定機関の職員に より1 班を構成することができる(その場合は、事前にチーム編成にかか る覚書等を交わしていることを推奨し、双方の業務調整員間で調整し、チ ームを構成するものとする)。

(5) 1班当たりの活動期間

先遣隊は、1週間(移動日2日・活動日5日)を標準とする。

ローカルDPATは、数日間程度を標準とする。

ただし、発災直後等のライフライン・宿泊環境等が整っていない状況で活動を行う 班の活動期間は、班員の健康に配慮した期間とする。

なお、活動の引継ぎがある場合は、活動期間に重なりを持たせることが望ましい。

2 青森県DPAT登録機関及び協定締結

(1) 青森県 D P A T 登録機関の指定

青森県DPAT登録機関とは、青森県DPATを出動させる意思を有し、活動に必要な人員、資機材等を有する精神科病院が、県に対して、青森県DPATの派遣が可能であると申出を行い、県から指定を受けた以下の精神科医療機関を指す。

(2) 出動に関する協定の締結

県と青森県DPAT登録機関との間で、出動要請や活動内容及び費用弁償等に関する協定を締結する。

3 DPAT構成員の養成・登録等

青森県DPAT登録機関の職員について以下のとおり人材育成を行い、青森県DPAT 構成員として登録を行う。

(1) 先遣隊構成員

DPAT事務局が開催するDPAT先遣隊研修を受講し、DPAT事務局に登録した者を先遣隊構成員とする。また、DPAT事務局が実施する技能維持研修及び各種訓練等に定期的に参加するとともに、県が実施する災害医療に関する事業への協力を行う。

(2) ローカルDPATの隊員

県が実施するDPAT訓練を受講し、被災地への派遣が可能な者を構成員として登録する。また、県が実施する各種訓練に定期的に参加する。

(3) 構成員の登録更新

県は毎年度、DPAT登録機関に対し派遣可能な構成員について照会し、青森県DPAT構成員リストを作成し、災害派遣に備えるものとする。

4 DPAT統括者

県が任命し、DPAT事務局に登録した精神科医師をDPAT統括者とし、青森県DPAT活動拠点本部において、障がい福祉課及び精神保健福祉センターとともに青森県DPAT活動の統括業務活動を行う。

DPAT統括者はDPAT事務局が実施する統括者研修・技能維持研修及び各種訓練等に定期的に参加するとともに、県が実施する災害医療に関する事業への協力を行う。

5 県健康医療福祉部障がい福祉課

青森県DPATの事務局として、運営委員会の設置・DPAT構成員に対する研修・DPAT事務局及びDMAT等の災害支援チームとの連携等を通して、青森県DPATの整備を推進し、事故・災害等発生時の緊急支援体制の強化を図る。

災害発生時には、情報収集に努め、必要に応じて県災害対策本部や保健医療福祉調整本部等関係機関と連絡調整の上、青森県DPAT活動拠点本部を設置し、DPAT派遣を進める。

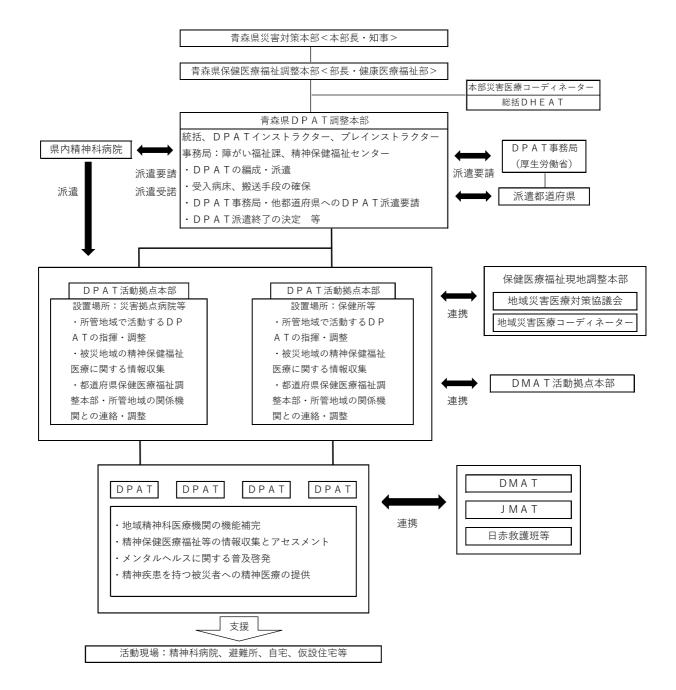
6 県立精神保健福祉センター

県障がい福祉課とともに、青森県DPATの整備を推進し、事故・災害等発生時の緊急 支援体制の強化を図る。

災害発生時には、センター所長は統括者として、その他スタッフも青森県DPAT活動 拠点本部の運営に携わる。

7 指揮命令系統と組織の役割

(1) 指揮命令系統



(2)組織の役割

- ① 青森県DPAT調整本部 (障がい福祉課、精神保健福祉センター)
- ・災害発生時、障がい福祉課担当者が被害状況等を収集し、本部災害医療コーディネーター及び関係機関と調整の上、必要に応じて青森県DPAT調整本部を立ち上げ、総合的な精神保健医療対策を講じる。
- ・青森県DPAT調整本部は、県災害対策本部及び保健医療福祉調整本部の指揮下に置かれ、DPAT統括者及び障がい福祉課・精神保健福祉センターがその役割を担う。
- ・青森県内で活動するすべてのDPATの指揮・調整とロジスティクスを行うとともに、必要に応じ、被災地内の保健医療福祉現地調整本部やDMAT活動拠点、災害拠点精神科病院等にDPAT活動拠点本部を設置する。
- ・厚生労働省及びDPAT事務局と情報の共有を図るとともに、保健医療福祉調整本部やDMAT調整本部と密接な連携体制をとる。
- ・県外で大規模災害が発生し、厚生労働省等から県外被災地へのDPATの派遣要請が あった場合については、適宜県庁内に設置し、青森県DPATの派遣について協議す る。
- ② 保健医療福祉調整本部 (県庁北棟2階)
- ・健康医療福祉部長を本部長とし、災害等が発生した場合の保健医療活動に係る総合的 な調整を行う。
- ・適切な医療を確保し、二次的な健康被害を防ぐため、DMAT、DPAT、DWAT 等の保健医療福祉活動チームの保健所への派遣の調整や各青森県保健医療福祉現地調 整本部が整理及び分析した情報の取りまとめ、その他保健医療福祉活動に係る総合的 な調整に関する必要な事項を行う。
- ③ 保健医療福祉現地調整本部(県型保健所)
- ・県型保健所長を本部長とし、災害等が発生した場合の保健医療福祉活動に係る現地での調整を行う。(被災市町村が複数の二次保健医療圏に存する場合において、県保健 医療福祉調整本部長がやむを得ないと認めるときは、複数の二次保健医療圏を所管する地域保健医療福祉現地調整本部を県保健医療福祉調整本部長が指定する県保健所に 設置することがある。)
- ・適切な医療を確保し、二次的な健康被害を防ぐため、DMAT、DPAT、DWAT 等の保健医療福祉活動チームの避難所等への派遣の調整や、保健医療福祉活動チーム 及び市町村との情報連携、収集した被害状況、保健医療福祉ニーズ、保健医療福祉活 動チームの活動状況等の整理及び分析並びに保健医療福祉調整本部への報告、その他 保健医療福祉活動に係る調整に関する必要な事項を行う。
- ④ 災害医療コーディネーター
- ・災害等が発生した場合、被災地に必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう 医療救護活動を統括する医師等。

・本部災害医療コーディネーターは県災害対策本部等で、地域災害医療コーディネーターは指定された保健医療福祉に係る調整を管轄県型保健所等で活動を行う。

⑤ DPAT活動拠点本部

- ・被災地域に参集したDPATの指揮及び調整、管内の精神保健医療に関する情報収 集、DPAT調整本部及び保健医療福祉現地調整本部等との連携及び調整を行う。
- ・青森DPAT調整本部が指定した場所(災害拠点病院等)に先着したDPAT(本県及び他都道府県等)が、本部機能を立ち上げ、当面の責任者となり、青森県DPAT 調整本部と協議し、避難所等で活動するDPATの指揮・調整を行う。
- ・フェーズや被害規模に応じ、設置場所は随時変更されるが、保健医療福祉現地調整本部と別に設置される場合は、保健医療福祉現地調整本部にリエゾンを置くなど、連絡調整がスムーズに進むようにする。

⑥ 厚生労働省及びDPAT事務局

- ・厚生労働省は、DPAT事務局と一体となって、被災都道府県を支援する。必要に応じて、患者受入病床の確保や搬送手段の調整を行う。
- ・DPAT事務局は、厚生労働省、DMAT調整本部、被災地外都道府県等、DMAT 事務局等の関係機関との連絡調整を行う。

第3 災害時の対応

1 青森県DPAT調整本部

(1)設置基準

本県被災の場合	非常態勢(3号配備) 保健医療福祉調整本部が設置された場合
県外被災の場合	厚生労働省(DPAT事務局)、被災都道府県等からDPAT派
	遣要請依頼があった場合

(2) 設置場所 青森県庁北棟2階(県外被災で局所災害の場合は、障がい福祉課内)

(3)人員配置

本部管理者	健康医療福祉部障がい福祉班長(青森県健康医療福祉部障がい福	
	祉課長)	
	※原則とし、不在等の場合は別の者が代わる。	
DPAT統括者	知事があらかじめ任命した精神科医師及び県立精神保健福祉セン	
(精神科医師)	ター所長	
本部員	DPATインストラクター、プレインストラクター、先遣隊、健	
	康医療福祉部障がい福祉班障がい企画・精神保健福祉チームに割	
	り当てられている職員数名	

(4)設置の流れ

DPAT統括者
可能であれば県
庁へ参集。難し
ければ電話又は
メール等で助言
をする。

(5) 青森県DPAT調整本部の業務内容

- ①青森県内の精神科医療機関に関する情報収集
- ②関係機関との連絡調整

- ③青森県DPAT派遣計画の立案
- ④必要に応じて、DPAT活動拠点本部を設置及び設置場所の決定
- ⑤青森県DPAT登録機関への派遣要請
- ⑥DPAT事務局を通じて他都道府県DPATの派遣要請
- ⑦各DPATへの指示及び調整 (担当地域、活動内容等)
- ⑧DPAT活動に必要な関連機材や必要物品の調整準備
- ⑨青森県DPAT、青森県内で活動する県外DPATへの後方支援
- ⑩DPAT派遣終了の決定
- ①DPAT活動の地域精神保健活動への引継ぎ指示

2 DPAT活動拠点本部

(1) DPAT活動拠点本部の設置

被災地域のDPATの活動を統括するために、青森県DPAT調整本部が指定した場所(保健医療福祉現地調整本部、災害拠点病院、災害拠点精神科病院等)において、DPAT活動拠点本部を設置する。

(2) DPAT現場統括者

派遣されたDPAT(本県又は他都道府県)が担う。

(3) DPAT活動拠点本部の業務内容

青森県DPAT調整本部の指揮のもとに、関係機関と連携を図りながら、次の業務を行う。

- ①参集したDPATの指揮及び調整
- ②被災地域の精神医療機関及び避難所等の精神保健医療に関する情報の収集
- ③青森県DPAT調整本部に対する随時の報告
- ④保健医療福祉現地調整本部との連絡・調整
- ⑤EMISへの地域情報等の入力
- ⑥保健活動との調整
- ⑦青森県DPAT調整本部と調整し、支援者への支援体制を検討
- ⑧各地区の精神科医療全般のサポート

3 青森県DPATの待機要請

県は、自然災害や人為災害の発生、又は振興感染症がまん延し、被災地域外からの精神保健医療の支援依頼の可能性がある場合は、DPAT登録機関の長に青森県DPATの待機を要請する。

また、次の場合は、DPAT登録機関の長は厚生労働省及び県からの要請を待たず、

- DPAT派遣のための待機を行うこと。
 - ・青森県内で震度6弱以上の地震が発生した場合
 - ・広域災害・救急医療情報システム (EMIS) による北海道・東北地方で警戒 情報が発生した場合
 - ・東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
 - ・その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
 - ・特別警報が発出された場合
 - ・国内で大津波警報が発表された場合
 - ・青森DPATの派遣を要すると判断するような災害が発生した場合

4 青森県DPATの派遣の流れ

- ・青森県DPATは、県からの要請に基づき派遣することを基本とする。
- ・超急性期における精神科病院への後方支援から、中長期における避難者等への精神保 健活動の支援まで長期にわたるため、被災地の避難者や住民及び支援者の状況等を考 慮しながら派遣期間を決定する。
- ・県は、青森県DPATの派遣が必要であると判断した場合は、以下の流れにより青森 県DPAT登録機関に対して要請する。

(1) 青森県内の災害の場合

①青森県DPAT調整本部管理者は、DPAT統括者と協議し、青森県DPATの出動の必要性を検討の上、決定する。

 \downarrow

②県は、青森県DPAT登録機関に対し派遣依頼を行う。

 \Downarrow

③出動した青森県DPATは、あらかじめ指定された場所へ参集し、保健医療福祉現 地調整本部等の関係機関と活動内容、スケジュール等について協議し、速やかに支 援活動を開始する。

(2) 県外の災害の場合

①被災都道府県の要請に基づき、厚生労働省は、青森県に対し青森県DPATの派遣 斡旋を行う。

 \Downarrow

②県は、青森県DPAT統括者と協議し、青森県DPATの出動の可否について確認を行った上で、青森県DPAT調整本部を立ち上げ、派遣可能チーム数及び日程等を厚生労働省に回答する。

 \downarrow

③厚生労働省は、青森県DPATを派遣する都道府県を決定し、青森県に伝達する。

 \Downarrow

④被災都道府県は、青森県DPATの活動地域を決定し、厚生労働省を介して青森県 に伝達する。

 \downarrow

⑤青森県DPAT出動。被災都道府県の指示に従い、活動を開始する。

5 青森県DPAT構成員の健康管理

県は、活動中・活動後のDPAT構成員の休養の確保等、DPAT構成員の健康障害の防止に努め、問題が生じた場合には必要な対応を早急に取ること。また、原因の調査を行い、再発防止に努めること。

なお、DPAT構成員は、自らの健康管理に努めるとともに、被災地において、自らが感染源とならないよう「インフルエンザ」「麻疹・風疹」等のワクチン接種を事前に行うこと。

第4 青森県DPATの活動内容

1 本部活動

- ・DPAT都道府県調整本部、DPAT活動拠点本部において、DPATの指揮調整、 情報収集、関係機関等との連絡調整等の本部活動を行う。
- ・各本部の活動内容については「第2 青森県DPAT活動の枠組み 7指揮命令系統 と組織の役割 (2) 組織の役割 ①青森県DPAT調整本部」を参照すること。

2 被災者・支援者等に対する精神保健医療活動

(1) 被災地での精神科医療の提供

- ・症状の悪化や急性反応に対応する。
- ・薬が入手困難な患者への投薬を行う。
- ・受診先が無くなった患者に対し、受診可能な 現地医療機関の紹介を行う。
- ・移動困難な在宅患者を訪問し、対応する。

(2) 被災地での精神保健活動の支援

- ・災害のストレスによって心身の不調をきたした住民に対応する。遺族、行方不明者の 家族、高齢者、妊婦、幼い子どもを抱えた家族、子ども、外国人等、サポートの必要 性が高いと考えられる住民に配慮して、活動を行う。
- ・ストレス反応等に対する心理教育を行う。
- ・今後発生すると思われる精神疾患、精神的不調を防ぐよう対応する。
 - ※一般住民への対応を行う場合、被災者が精神医療に対して抵抗を示す場合もある ため、血圧計や簡単な医療対応ができるキットを持参し、身体的な状況などを尋 ねながら、精神医療というよりむしろ医療全般の相談として対応することも検討 する。

(3) 被災した医療機関への専門的支援

- ・外来・入院診療を補助する。
- ・入院患者の搬送を補助する。 必要に応じて精神科病院入院患者一覧表フォーマットDPAT事務局ホームページ よりダウンロード可能)を使用する。
- ・物資供給の調整を補助する。

(4) 支援者の支援

- ・被災地域のニーズに応じて、支援活動や支援体制作りに 関する相談 ・助言等を行い、必要に応じて地域の社会的資源につなぐ。
- ・支援者自身への対応については、相談・助言等を行った上で、支援者の所属する組織

の労務管理・産業メンタルヘルス体制へつなぐ。

※助言にあたっては、被災地域の支援者の活動を肯定的に評価し、助言による負担をかけないよう十分に考慮する。ストレスチェック等の評価を行う場合には、その後の支援体制を明確化、あるいは体制を構築した上で実施する。

(5) 精神保健医療に関する普及啓発

・被災地域のニーズに応じて、行政、教育、保健福祉等の関係者や一般住民へ向けて、 メンタルヘルスに関する普及啓発を行う。

なお、被災者・支援者等に対する精神保健医療活動の手法 については、被災地域の 特性や被災状況に応じて柔軟に決定する (医療機関・医療救護所での診療支援、医 療救護所の設置、避難所・介護施設・福祉施設での相談対応等)。被災地域のニーズ に即時的に応じる必要がある場合は、被災地域において24時間体制で活動を行うこ とも視野に入れる。

3 情報収集とアセスメント

- ・EMISやJ-SPEED、関係機関からの情報等を基に、被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等の精神保健医療ニーズを把握する。被災状況の把握できない精神科医療機関、避難所、医療救護所等があった場合は、安全を確保した上で、直接出向き、状況の把握に務める。
- ・収集した情報を基に、活動した場所における精神保健医療に関するニーズのアセスメントを行う。特に発災後初期のアセスメントは、今後の活動の方針に大きく 影響することに留意する。

4 情報発信

- ・DPAT活動の内容(収集した情報やアセスメントの内容も含む)は、DPAT活動拠点本部へ、活動拠点本部が設置されていない場合はDPAT都道府県調整本部へ報告する。また、必要に応じて、被災地域の担当者や支援者、DMAT等の医療救護チーム、被災地域の精神科医療機関、派遣元の都道府県等へもEMISやJ-SPEED等を用いて発信し、今後のDPATの活動についてともに検討する。
- ・活動に関する後方支援(資機材の調達、関係機関との連絡調整等)が必要な場合は、状況に応じて、DPAT調整本部、DPAT活動拠点本部、派遣元の都道府 県等に依頼する。

5 活動記録と処方箋

(1)活動日報の作成

- ・各DPAT隊の活動状況について日報(様式1)を作成し、活動拠点本部の統括者に 提出する。
- ・活動拠点本部を統括するDPATは、各隊の日報に加え、活動拠点本部の活動内容を 記した活動拠点日報(様式2)を作成し、DPAT調整本部に提出する。
- ・DPAT調整本部の統括者は、各活動拠点本部から送付された日報に加え、県全体の 災害概要及び調整本部の活動内容を記したDPAT活動日報(様式3)を作成し、D PAT事務局に提出する。
- ・なお、青森県DPATが他県派遣された際には、被災都道府県に提出した様式1または様式2を青森県DPAT調整本部または県障がい福祉課に提出することで、毎日の活動報告とする。

(2)活動地域 (保健所等)に記録を残す

- ・継続的な診療ができるよう、紙の記録(災害診療記録)を活動地域(保健所等)へ残す。
- ・DPAT事務局のホームページから災害診療記録をダウンロードする。災害診療記録 は一般診療用に加え、精神保健医療用を使用する。なお、それぞれが分離しないよう に留意する。
 - ※災害診療記録の記載方法等についてはDPAT事務局のホームページを参照すること。
- ・災害診療記録を持参して被災地域へ支援に入り、書式に従って、個別に対応した内容 を記入する。
- ・紙の記録は個人情報が含まれる(氏名等を記載)ため、管理には細心の注意を払う。

(3) J-SPEEDアプリ に記録を保存する

- ・被災・派遣都道府県等や厚生労働省が活動を把握し、効率的に DPATの運用を行っていくために、J-SPEEDアプリに災害診療記録の<math>J-SPEED項目と、精神保健医療版J-SPEED項目を入力する。
- ・活動地域において通信環境が整っていない場合は、J-SPEEDアプリに入力して おき、通信環境を確保した上で報告する。

(4)処方箋について

・災害時の診療は医師法第22条5号(治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合)に該当するため、処方箋を発行する法的な義務はない。しかし、医師法第24条(診療時の記録について)、及び投薬に関する責任を明確にするため、個票に、診察医師

名、 患者氏名、年齢、薬名、用法、用量を記入する。

・患者へは処方内容を説明し、用紙(診察医師名、薬名、効用、用法、用量等を記載) を渡すなどして、十分な情報提供に努める。

6 活動情報の引継ぎ

後続のチームが支援活動を開始する前に、被災地域の支援者を混乱させることがないよう、チーム間で十分な情報の引継ぎを行うこと。

さらに、精神科病院で活動を行った場合は、その病院のスタッフに、また、避難所で活動を行った場合は、そこを所管する担当者や保健師に対し、十分な情報の引継ぎを行う。

後続チームへの引継ぎに当たっては、活動記録の受け渡しを行い、地域での実際の活動 状況、連携機関、継続事例への対応について情報を伝達すること。

チームによってあまりにも異なる対応は、被災地域の支援者や住民を混乱させるため、 引継ぎは極めて重要であることに留意する必要がある。

7 活動の終結

DPATの活動の終結は、保健医療福祉現地調整本部長や青森県災害医療コーディネーターの意見、災害の規模や被災都道府県の復興状況を踏まえて、知事が決定する。

活動終結の決定後は、被災地域の支援者に対して、支援活動と事例の引継ぎを段階的に行う。現地のニーズに合わせて、活動終結後のフォローアップ体制を検討する。

第5 費用と補償

1 費用

青森県DPATの派遣に要した費用は、原則として青森県が支弁する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第20条第1項に基づき、派遣要請を行った都道府県に対し費用を求償できる。

前記に基づき青森県DPATの派遣に要した費用を求償された都道府県は、求償した青森県に対して、同法第18条により費用を支弁する。

同法第20条第2項の規定に基づき、支弁を行った都道府県は、国に支弁を要請することができる。

2 補償

青森県DPATの隊員が、活動に際して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、県が加入している損害保険から保険金を支払う。

また、災害救助法第12条に基づき、派遣した都道府県が扶助金を支給する。

医療行為に関連した損害賠償請求が行われた場合は、県が加入している医師賠償責任保 険から対応することになる。

3 その他

災害救助法適用外、又は同法が適用されない場合の費用の支弁と補償に関して、県は整備する。

第6 青森県災害拠点病院と保健医療福祉現地調整本部一覧等



青森県DPAT登録機関

13 446	ポレー A 「豆」 外 (及)	~		
	地域			災害拠点 精神科病院
1	青森地域	県立つくしが丘病院		0
2		芙蓉会病院		
3		生協さくら病院		
4		浅虫温泉病院		
5	弘前地域	弘前愛成会病院	0	0
6		弘前大学医学部附属病院		
7		黒石あけぼの病院		
8	八戸地域	青南病院	0	0
9		松平病院		
10		八戸赤十字病院		
	西北五地域			
	上十三地域			
	下北地域			

災害拠点精神科病院

名称	住所	連絡先
青森県立つくしが丘病院	〒038-0031	TEL 017-787-2121
	青森市三内沢部 353-92	FAX 017-788-5086
弘前愛成会病院	〒036-8151	TEL 0172-34-7111
	弘前市北園町 1-6-2	FAX 0172-34-7112
青南病院	〒039−1104	TEL 0178-27-2016
	八戸市田面木赤坂 16-3	FAX 0178-27-9500

青森県関連機関

名称	住所	連絡先
青森県健康医療福祉部障がい福	〒030-8570	TEL 017-734-9307
社課	青森市長島 1-1-1	FAX 017-734-8092
障がい企画・精神保健グループ	青森県庁北棟6階	
青森県立精神保健福祉センター	〒038-0031	TEL 017-787-3951
	青森市三内沢部 353-92	FAX 017-787-3956

保健医療福祉現地調整本部

地域	名称	住所	連絡先	
主木业社		〒030-0113	TEL 017-739-5421	
	東地方保健所	青森市第二問屋町 4-11-6	FAX 017-739-5420	
青森地域	(東青地域県民局)	青森市(中核市)・平内町・	今別町・蓬田村・外ヶ	
		浜町		
		〒036-8356	TEL 0172-33-8521	
	 弘前保健所	弘前市大字下白銀町 14-2	FAX 0172-33-8524	
弘前地域	(中南地域県民局)	(青森県弘前健康福祉庁舎)		
	(下用地域界以内)	弘前市・黒石市・平川市・西	i 目屋村・藤崎町・大鰐	
		町・田舎館村・板柳町		
	三戸地方保健所 (三八地域県民局)	〒039−1101	TEL 0178-27-5111 (代表)	
八戸地域		八戸市尻内町鴨田7	FAX 0178-27-1594	
八户地域		八戸市(中核市)・おいらせ町・三戸町・五戸町・		
		田子町・南部町・階上町・新郷村		
	五所川原保健所 (西北地域県民局)	〒037-0056	TEL 0173-34-2108	
西北五		五所川原市末広町 14	FAX 0173-34-7516	
地域		五所川原市・つがる市・鰺ヶ	沢町・深浦町・鶴田	
		町・中泊町		
		〒034-0082	TEL 0176-23-4261	
上十三	上十三保健所 (上北地域県民局)	十和田市西二番町 10-15	FAX 0176-23-4246	
地域		十和田市・三沢市・野辺地町・七戸町・六戸町・横		
		浜町・東北町・六ヶ所村		
下北地域	むつ保健所 (下北地域県民局)	〒035-0073	TEL 0175-31-1388	
		むつ市中央 1-3-33	FAX 0175-31-1667	
		(青森県むつ健康福祉庁舎)		
		むつ市・大間町・東通村・風	間浦村・佐井村	

資料編・様式編

く資料編目次>

資料1 青森県災害派遣精神医療チーム (DPAT) 運営要綱

資料2 青森県DPATの派遣に関する協定書

<様式編目次>

- 様式1 DPAT活動日報(青森県独自様式)
- 様式2 DPAT活動拠点本部日報(青森県独自様式)
- 様式3 DPAT調整本部日報
- 様式4 精神科病院入院患者搬送用紙 ver. 2.0
- 様式5 医療搬送カルテ
- 様式6 災害診療記録2018(一般診療版)
- 様式7 J-SPEED2018 診療日報 (一般診療版)
- 様式8 災害診療記録2018 (精神保健医療版)
- 様式9 J-SPEED2018 日報 (精神保健医療版)

青森県DPAT運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森県内外で地震、台風等の自然災害や、航空機、列車事故等の大規模な事故(人為災害)(以下「災害等」という。)が発生した場合及び新興感染症がまん延した場合、時に必要な医療被災者並びに地域の医療従事者、救急隊員、行政職員、及び保健職員等(以下「支援者」という。)に対し、精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた青森県災害派遣精神医療チーム「DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)」(以下「青森県DPAT」という。)を派遣する際の編成及び運営等に関し、必要な事項を定めることにより、災害等発生後における緊急支援体制の強化を図ることを目的とする。

(活動範囲)

第2条 青森県DPATの活動範囲は、原則として青森県内外の災害等の被災地域での活動 とする。

(活動内容)

- 第3条 青森県DPATは、原則として、被災地域内に設置されたDPAT活動拠点本部の 調整下で次に掲げる活動を行う。
 - (1) 災害現場等での情報収集とアセスメント
 - (2) DPATの活動内容の情報発信
 - (3) 災害等によって障害された既存の精神医療システムの支援
 - (ア) 災害等によって障害された地域精神科医療機関の機能の補完
 - (イ) 避難所、在宅の精神疾患を持つ被災者に対する継続的で適切な精神医療の提供
 - (4) 災害等のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応
 - (5) 支援者の支援
 - (6) 精神科医療に関する適切な知識・情報の普及啓発
 - (7) DPATの活動記録と処方箋の作成
 - (8)後続DPATに対する活動情報の引継ぎ

(編成)

- 第4条 青森県DPATは、次により編成する。
 - (1) DPAT先遣隊及びローカルDPAT
 - (2) 次に掲げる要件を満たし、青森県DPAT登録申請書(第1号様式)により青森県に申請し登録された機関(以下「登録機関」という。)
 - (ア) 青森県DPATを派遣する意思を有すること。
 - (イ) 青森県DPATの活動に必要な人員及び装備を有すること。
- 2 青森県DPATの1チームの構成は、精神科医師、看護師及び業務調整員の3人を基本 とし、前項各号の各機関単独によるほか、複数の機関による編成も可能とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、状況に応じて構成職種及び人数を調整できるものとする。

(派遣協定)

第5条 青森県知事(以下「知事」という。)は、青森県立つくしが丘病院及び登録機関との間に青森県DPATの派遣に関する協定を締結するものとする。

(協定の辞退)

第6条 青森県立つくしが丘病院及び登録機関は、特殊事情等により協定を辞退したい場合は、辞退届(第2号様式)を提出しなければならない。

(統括者)

第7条 青森県DPAT統括者は、青森県立精神保健福祉センター所長及び県が任命する者が務める。

(派遣基準)

- 第8条 青森県DPATの派遣基準は、次のとおりとする。ただし、原則として災害救助法 (昭和22年法律第118号)適用災害又は新興感染症がまん延した場合に対して派遣す るものとする。
- (1) 県内で災害等が発生し、被災市町村から青森県災害対策本部に対して青森県DPAT の派遣要請があった場合
- (2) 県外で災害等が発生し、厚生労働省又は被災都道府県から県に対して青森県DPAT の派遣要請があった場合
- (3) その他知事が必要と認める場合

(派遣)

- 第9条 知事は、前条の派遣基準に照らし、青森県DPATの派遣が必要と判断するときは、 青森県DPATとして編成されたチーム(以下「編成チーム」という。)の所属する機関の 長に対して、編成チームの派遣を要請するものとする。
- 2 編成チームの所属する機関の長は、前項の派遣要請を受けたときは、編成チームを派遣する。

(活動期間)

第10条 編成チームの1回当たりの活動期間は、1週間(移動日2日、活動日5日)を標準とする。

(研修等)

第11条 知事及び編成チームの所属する機関の長は、青森県DPATの質の維持及び向上を 図るため、研修及び訓練に努めるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱によるもののほか青森県DPATに係る事項については、知事と編成チームの所属する機関の長が協議して定めるものとする。

附則

- この要綱は平成28年 5月13日から施行する。
- この要綱は平成28年 8月 2日から施行する。
- この要綱は平成29年 9月26日から施行する。
- この要項は令和 6年12月 9日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

青森県 DPAT 登録申請書

青森県知事殿

青森県 DPAT 運営要綱第4条に基づき、次のとおりチーム編成し、青森県 DPAT の登録を申請します。

機関名	
住所	
電話	
連絡担当者名 Email	
DPAT 編成	単独チーム (可 否) 協同チーム (可 否) 協同チーム ()
派遣可能職種	精神科医師 (人) 看護師 (人) 精神保健福祉士 (人) 保健師 (人) 心理職 (人) 業務調整員 (人) その他 (人)
	青森県 DPAT は、単独機関での編成、複数機関による編成も可とする。

年 月 日

機関名

機関長名

※押印不要

第2号様式(第6条関係)

番号年月日

青森県知事殿

機関名 機関長名

※押印不要

青森県DPATに関する辞退届

(理 由)により、 年 月 日に締結した青森県DPATの派遣に関する協定を辞退します。

青森県DPATの派遣に関する協定書

青森県(以下「県」という。)と (以下「登録機関」という。)は、青森県DPAT運営要綱(以下「運営要綱」という。)第5条に基づき、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、青森県DPAT (県の派遣要請に基づき登録機関が派遣するものをいう。以下同じ。) を県内外の被災地域に円滑に派遣することを目的とする。

(派遣等)

- 第2条 県は、運営要綱に基づき、青森県DPATによる精神医療の提供と精神保健活動の支援を行う必要が生じたときは、登録機関に対して青森県DPATの派遣を要請するものとする。
- 2 登録機関は、県からの派遣要請を受け、派遣が可能と判断したときは、青森県DPAT を派遣させるものとする。

(指揮命令系統等)

- 第3条 青森県DPATに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、運営要綱第7条に定める 統括者及び県が指定する者が行うものとする。
- 2 県内の災害や新興感染症等の対応に際し派遣する場合は、青森県DPATは被災地域の 災害等の対策に係る体制の中で活動するものとする。
- 3 県外の災害や新興感染症等の対応に際し運営要綱第9条に基づき青森県DPATを派遣する場合は、被災都道府県のDPATの受入れに係る体制の中で活動するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、青森県DPATの隊員の身分については、登録機関の管理 下にあるものとする。

(活動内容)

- 第4条 青森県DPATは、被災地域内で運営要綱第3条に定める活動を行うものとする。
- 2 青森県DPATは、移動、医薬品等の医療資材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 3 県及び青森県DPAT統括者並びに登録機関は、広域災害救急医療システム(EMIS) 等を活用し、派遣された青森県DPATの後方支援を行う。

(費用弁償等)

- 第5条 第2条の規定により、登録機関が派遣した青森県DPATが、前条第1項に定める 活動を実施する場合に要する次の各号に掲げる費用は、県が支弁するものとする。
 - (1) 当該青森県DPATの派遣に要する経費
 - (2) 当該青森県DPATが携行し、使用した医薬品等の実費
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち県が必要と認めた経費

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 登録機関が派遣した青森県DPATが、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)第7条の規定により救助に関する業務に従事した場合には、法第18条第2項の定めによるところにより同項に定める費用は、県が支弁するものとする。

(損害賠償)

- 第7条 県は、登録機関が派遣した青森県DPATの隊員が、その業務に従事したために負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害に際し応急処置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年1月青森県条例第3号)に定めるところによりその損害を補償するものとする。
- 2 県は、登録機関が派遣した青森県DPATの活動における事故等に対応するため、傷害 保険に加入するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その 都度県と登録機関が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、契約締結の日から適用し、県又は登録機関が文書をもって協定の 終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、県及び登録機関が記名押印のうえ、 それぞれ1通を保有する。

年 月 日

県

登録機関

令和 年 月 日 () ○○病院 **DPAT** 隊→**DPAT** 活動拠点事務局

(災害名称) DPAT 活動日報

報告者:○○病院 DPAT(職種・氏名)

地域活動隊	○○県 DPAT ○県 DPAT		
本日の活動方針			
	病院支援: 病院	避難所等巡回: 件(内診察: 件)	
活動内容			
現状評価			
明日の活動方針			

※不足分は表を追加

令和 年 月 日 () ○○○**DPAT** 活動拠点本部→青森県 **DPAT** 調整本部

(災害名称) DPAT 活動日報

報告者:○○○DPAT 活動拠点本部 ○○県 DPAT(職種・氏名)

1. 精神科病院の被災状況

全精神科病院数()

EIMS 等要手配	未確認	支援不要
()病院	()病院	()病院

○要手配病院への対応経過

病院名	DPAT 派遣	経過 (過去の経過も残す)
	有・無/ 隊	
	有・無/ 隊	

※不足分は表を追加

5. DPAT 隊の活動状況

【 名称 】DP.	AT 活動拠点本部 ※未設置の場合は記載不要
本部活動隊	○○県 DPAT ○県 DPAT
本日の活動方針	
活動内容	
現状評価	
明日の活動方針	
地域活動隊	○○県 DPAT ○県 DPAT
	病院支援: 病院 避難所等巡回: 件(内診察: 件)
主な活動内容	

※不足分は表を追加

令和 年 月 日 () 青森県 DPAT 調整本部→DPAT 事務局

(災害名称) DPAT 活動日報

報告者: DPAT 調整本部 ○○県 DPAT (職種・氏名)

1. 災害概要及び自治体の対応(変更があれば更新)

○月○日○○において、震度○地震発生/○○警報発令。被害状況など

2. DPAT の本部体制

DPAT 調整本部	(設置日・場所)
DPAT 活動拠点本部	(設置日又は撤収日、場所)
(設置日又は撤収日、場所)	(設置日又は撤収日、場所)

※不足分は項目を追加。活動拠点本部未設置の場合は「設置なし」と記入

3. DPAT 活動隊数

☆DPAT 派遣要請日: 月 日

本部の名称	本部活動	地域活動
DPAT 調整本部	隊	
【 名称 】DPAT活動拠点本部	隊	隊
【 名称 】DPAT活動拠点本部	隊	隊

活動拠点本部は設置されていない場合

地域活動	
------	--

不足分は項目を追加。活動拠点毎に本部活動と地域活動に分けて活動隊数を入力 1日の中で同じ隊が本部と現地活動を行った場合は主な活動場所でカウントする

4	精神科病院の被災状況	7
т.	- 4 日 TT 7 T 7 Y 3 P2 L > 2 T 12 2 C 47 C 17 L	٠.

全精神科病院数()

EIMS 等要手配	未確認	支援不要
()病院	()病院	()病院

○要手配病院への対応経過

病院名	DPAT 派遣	経過 (過去の経過も残す)
	有・無/ 隊	
	有・無/ 隊	

※不足分は表を追加

5. DPAT 隊の活動状況

DPAT 調整本部			
活動隊	○○県 DPAT	○県 DPAT	
本日の活動方針			
活動内容			
現状評価			
明日の活動方針			

【 名称 】DP	AT 活動拠点本部 ※未	に設置の場合は記載不要
本部活動隊	○○県 DPAT ○県 I	DPAT
本日の活動方針		
活動内容		
現状評価		
明日の活動方針		
地域活動隊	○○県 DPAT ○県 I	DPAT
	病院支援: 病院	避難所等巡回: 件(內診察: 件)
主な活動内容		

令和3年7月作成版

【 名称 】DP.	AT 活動拠点本部	※未設置の場合は記載不要
本部活動隊	○○県 DPAT ○	県 DPAT
本日の活動方針		
活動内容		
現状評価		
明日の活動方針		
地域活動隊	○○県 DPAT ○	県 DPAT
	病院支援: 病院	避難所等巡回: 件(內診察: 件)
主な活動内容		

※活動拠点本部が設置されていない場合、全隊をまとめてこの表に記載する。

地域活動隊	○○県 DPAT ○県 DPAT					
 本日の活動方針 						
	病院支援: 病院	避難所等巡回: 件	(内診察: 件)			
活動内容						
現状評価						
明日の活動方針						

※不足分は表を追加

精神科病院入院患者搬送用紙(集計表)

【作成の注意点】

- ・被災病院ごとに精神科病院入院患者搬送用紙を作成する。
- ・集計表にある項目の概数をまず把握し、上位本部へ報告する。
- ・大規模な患者搬送が必要な場合は、病棟ごとに精神科病院入院患者搬送用紙 を作成する(搬送先が病棟毎に異なる場合があるため)
- ・被災病院で作成した精神科病院入院患者搬送用紙の原本は被災病院に保管し、搬送先(転院先を含む)にはコピー等を保管する。
- ・搬送完了時点で、搬送先とその患者数を所属本部へ報告する。

作成日時:	月	日 /	時	分	
作成場所:					
作成チーム	名:				
被災病院名	; :				

		START法別の患者数	搬送調整別合計	救護区分別の患者数		病床別の患者数					
	START法 救命処置以外			救護区分 搬送時要医 独歩 護送 担送 療処置者		病床別					
	緑	人	→					精神病床	人	任意・医療保護入院 多床室・個室	保護室 人 保護室 人
黄	去	内、救命処置以外 人		人	人	人	人	一般病床 療養病床 等			人
	央	人 内、要救命処置 人	要救命処置	独歩	救護区分護送	担送	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		マ頼する		
	赤	· 人	人		人	人	こと			FN 女 ↓ ↓ ↓ □	

32

精神科病院入院患者搬送用紙(一覧表)

シート番号

被災病院名

 氏名		必要な	の確保に 情報		搬送先の確保に	必要な情報			搬送にあたっての	搬送先∙車両決定征	後に記載	転院先 決定後に記載	
八 石	年齢	START 法		診断名	——————————— 傷病名	入院形態	行動 制限	医療処置	搬送にあたっての 注意点等	搬送先 (受入病院・避難場所等)	搬送車両	転院先	
									_				
									_				
									_				
									_				
									_				

[※]不足分は行をコピーして使用してください。

精神科病院入院患者搬送用紙(一覧表)

シート番号

	被災病院名													
	基本情報			搬送手段の確	保に必要な情報			搬送先の確保に必要	要な情報		搬送にあたっての	搬送先•車両汐	定後に記載	転院先 決定後に記載
No	氏名	年齢	性別	START 法	救護区分	診断名	傷病名	入院形態	行動制限 (該当項目にO)	医療処置	注意点等	搬送先 (受入病院·避難場所等)	搬送車両	転院先
			男		1= W -#W W .F			措置 緊措 応急	隔離 • 拘束	□ 人工呼吸器 □吸引 □ 人工透析 □なし				
			女	赤 黄 緑 黒	担送 護送 独歩			医保 任意	なし	□ 酸素療法□ 人工栄養(胃瘻・IVH等)				
			男					措置 緊措 応急	隔離・ 拘束	□ 人工呼吸器 □吸引				
			女	赤 黄 緑 黒	担送 護送 独歩			医保 任意	なし	□ 酸素療法 □ 人工栄養(胃瘻·IVH等)				
			 男					措置 緊措 応急		□ 人工呼吸器 □吸引 □ 人工透析 □なし				
			女	赤黄緑黒	担送 護送 独歩			医保 任意	なし	□				
			男					── 措置 緊措 応急	 隔離 ・ 拘束	□ 人工来長(自接・IVN等) □ 人工呼吸器 □吸引 □ 人工透析 □なし				
			女	赤黄緑黒	担送 護送 独歩			医保 任意	なし	□ 酸素療法				
			男					措置 緊措 応急	 隔離 ・ 拘束	□ 人工栄養(胃瘻・IVH等) □ 人工呼吸器 □吸引				
			女	赤黄緑黒	担送 護送 独歩			医保 任意	なし	□ 人工透析 □なし □ 酸素療法 □ トエ労業(関係 P/4/第)				
			男					措置 緊措 応急	 隔離 ・ 拘束	□ 人工栄養(胃瘻·IVH等) □ 人工呼吸器 □吸引				
3 4			女	赤黄緑黒	担送 護送 独歩			医保 任意	なし	□ 人工透析 □なし □ 酸素療法 □ トエ労業(関係 P/4/第)				
			男					措置 緊措 応急	 隔離 ・ 拘束	□ 人工栄養(胃瘻・IVH等) □ 人工呼吸器 □吸引 □ 人工透析 □なし				
			女	赤黄緑黒	担送 護送 独歩			医保 任意	なし	□ 酸素療法				
			男						 隔離 ・ 拘束	□ 人工栄養(胃瘻・IVH等) □ 人工呼吸器 □吸引 □ 人工透析 □なし				
			女	赤黄緑黒	担送 護送 独歩			医保 任意	なし	□ 八工巡fii □ はC □ 酸素療法 □ 人工栄養(胃瘻・IVH等)				
			男					措置 緊措 応急	 隔離 ・ 拘束	□ 人工呼吸器 □吸引				
			女	赤黄緑黒	担送 護送 独歩			医保 任意	なし	□ 酸素療法				
			男					措置 緊措 応急	 隔離 ・ 拘束	□ 人工栄養(胃瘻·IVH等) □ 人工呼吸器 □吸引				
			女	赤黄緑黒	担送 護送 独歩			医保 任意	なし	□ 人工透析 □なし □ 酸素療法 □ は不労業(思療 取り)(で)				
			男					措置 緊措 応急	 隔離 ・ 拘束	□ 人工栄養(胃瘻・IVH等) □ 人工呼吸器 □吸引				
			女	赤黄緑黒	担送 護送 独歩			医保 任意	なし	□ 人工透析 □なし □ 酸素療法				
			男					措置 緊措 応急	 隔離 ・ 拘束	□ 人工栄養(胃瘻・IVH等) □ 人工呼吸器 □吸引				
			女	赤黄緑黒	担送 護送 独歩			医保 任意	なし	□ 人工透析 □なし □ 酸素療法 □ トエガギ(用: 東) □ (円: 東) □ (Π: 東) □				
			男					措置 緊措 応急	 隔離 ・ 拘束	□ 人工栄養(胃瘻・IVH等) □ 人工呼吸器 □吸引				
			女	赤黄緑黒	担送 護送 独歩			医保 任意	なし	□ 人工透析 □なし □ 酸素療法 □ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
※不	 足分は本シートをコ	ピーし	て使月	 してください。					0.0	□ 人工栄養(胃瘻・IVH等)				

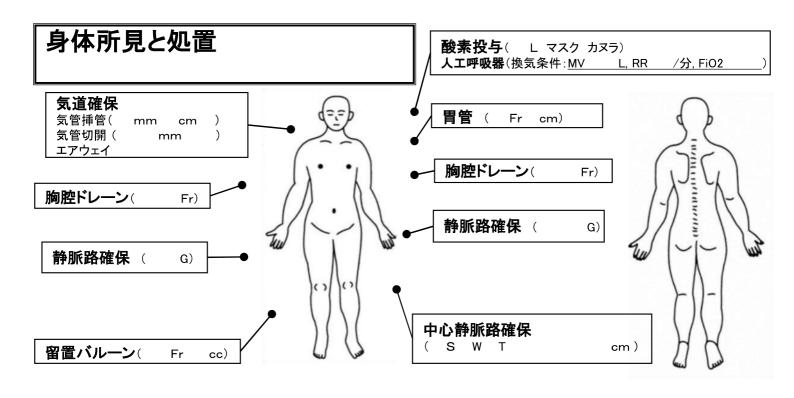
医療搬送カルテ(災害時診療情報提供書)

様式 5

		达 猿懒,	区ノリノレフ	厂(火育	亏 呀衫	》介第1月 和:	泛	音丿	<u> </u>	<u> エピ つ</u>	
患者氏律	2:			-		 景初の出発地	 ! :		 病院・セン	 ノター	
<u>性别: M</u>	<u>F</u> 年	<u> 歳(</u>	年 月	1 日	<u>生)</u> ⁻						
<u>緊急連絡先:</u>				_		<u> </u>	月	日	時	<u>分</u>	
家族氏名:		(続:	柄)	連絡 済	未						
□集中治療管理	理が必要な報 管挿管 エ呼吸 <u>及不全</u>	ARDS、重症肺炎 肺塞栓 ACS Sepsis 急性中毒	可処置が必要な 開胸 自然 腸間 進行消 腹腸 大動	開腹術後 気胸 引塞 悪性腫瘍	医療搬送を考慮すべき外傷病態 □頭部・体幹・四肢外傷 A 気管挿管 気道内出血 腹膜刺激症状 大動脈損傷 気管気管核損傷 横隔膜損傷 気管気管核損傷 横隔膜損傷 多重長幹骨骨折 重症軟部組織損傷 を重要型(ショック+) D GCS≦13で 意性硬膜下血腫 脳挫傷が主体でない 急性硬膜下血腫 上の 受定型(ショック+) D GCS≦13で 意性砂膜下血腫 上の 受定型 の 要定型 の						
傷病名				ア	往歴 レルギー 族情報				所属サイン		
出発地		· 分) ⇒ (· 分) ⇒ (━ ━ ━ ·	 段)) ⇒) ⇒) ⇒) ⇒	到着地•(時刻 ((((時 分 時 分	(大) (大) (大) (大) (大) (計) (計) (計) (計) (計) (計) (計) (計) (計) (計	使用資機材 E体モニター 工呼吸器 検素 前液ポンプ		
rt 4 F		生によい 下ナ	エーハカ		•	·		<u> </u>	ノリンジポンプ		
広域医 重症体 ①FiO2	藤原不搬送基 「幹四肢外傷 1.0下の人	: : エ呼吸でSpO2 95%;	未満		該当なし	該当	あり		Ĵ		
②急速	■輸液1000m	後に、収縮期血圧60	mmHg以下		搬送	 <u>\$</u> 決定					
	ぱがGCS≦8ま	たはJCS3桁で、かつ 脳周囲脳槽が消失	両側瞳孔散大	Ŭ.	チェック	拠点 SCU 病院] 	 定時間 :	所属 サイ	ハン	
SCU時間	経過										
搬入時間所属		:		:		MATTS入力	<u> </u>	ID []	
搬出時間 所属 号		i i		:							
医療搬送カルテ	20150423			-	-1-						

		病	院検	査所見					
Xp 実施チェック・所見記載		□骨盤 _				□]未]未]未]未		CG CSなど必要時)
CT 時分]未]未		
実施チェック・所見記載 時分 FAST(US)]その他(部位) ロ施行 ロ未							
実施チェック・所見記載	_								
時分	WB pH	C Hl PaO		Ht PaCO2	Pl t BE	 (条件			
血液検査	Na Na	K	Cl	Ca	CK_	(米計			
広域医療搬送時 <i>0</i>	の航空	医学処置	SC IC	Uから搬出前 確認せよ	Ú				胃管挿入 腔ドレーン
		Т	ı				1		T
時間•場所	,								
意識レベル									
瞳孔径(右/左)(mm)								
対光反射(右/2	生)								
呼吸回数(回/约	分)								
血圧(mmHg)									
脈拍数(回/分	·)								
SpO2(%)/条f	件								
体温(℃)									
点滴(投与量/積算	算量)								
尿量(投与量/積算	算量)								
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									

-2-



時間•場所			
意識レベル			
瞳孔径(右/左)(mm)			
対光反射(右/左)			
呼吸回数(回/分)			
血圧(mmHg)			
脈拍数(回/分)			
SpO2(%)/条件			
体温(℃)			
点滴(投与量/積算量)			
尿量(投与量/積算量)			
所属・サイン			

-3-

自由記載欄(各記載の最初に「時刻」、最後に「施設名」「記載者名」を記入のこと) 例)12:00 SCU到着時 胸腔ドレーンの屈曲あり OO病院 鈴木											
収容先医痻機閗記載欄											

収容施設名:	病院到着時刻:	時	分
担当医師名:	<u>確定診断</u>		
党体 ▲ の海紋 . 汶 。 土			

家族への連絡:済・未

- ①この医療搬送カルテは後日に回収いたします。大切に保管してください。
- ②患者到着後、本枠内の未記載事項を記入し、厚生労働省DMAT事務局まで全頁をファックス下さい。 お手数をおかけしますが、皆様のご協力をお願い致します。

厚生労働省DMAT事務局 FAX:042-526-5535

災害診療記録2018



*は必須記録項目

* 10×20*/X (IL	沙外スロ										
* 初診日		西暦	年	月		日					
* 初診医師	币氏名										
*患者氏名	(カタカナ)				最初の73	文字をメディカ	ル ID に転記				
	(漢字等)		氏名不認	羊なら個人特定に役立		hた場所や状 上別: 男					
* 生年月日	1∙年齢	西暦・明治・大正・昭	和∙平成	年	月	齢不詳の場合 日(合は推定年齢) 歳				
保険証情	青報	保険者番号:		記号:		習	番号:				
[携帯]電	話番号										
*住所	自宅: 〒				状態:□健存	▼ □半壊	₹□全壊				
	□避難先1	: □避難所名()口知人	宅 ロテント	□車内	□その他				
	□避難先2	: □避難所名()口知人	宅 ロテント	□車内	□その他				
連絡先		□家族•□知人•□その)他•□連絡先右	Į.							
職業											
【禁忌事項等】 □アレルギー □禁忌食物 【特記事項(常用薬等)】 □抗血小板薬(□抗凝固薬 □ワーファリン(□糖尿病治療薬 □インスリン □経口薬(□ステロイド(□抗てんかん薬(□その他(□透析 □在宅酸素療法(HOT) □災害時要配慮者:□高齢者 □障害者 □乳幼児 □妊婦 □日本語が不自由□その他() 【要保護者】□支援者のいない要配慮者等 該当状況:□身体的/□精神的/□社会的/□その他()											
 * 傷	 弱病名	* 開始		診察場所	*	所属•医的	而サイン				
	у <i>л</i> . н	年 月 日		H2 31 93771		7777-1					
			 例)1950年09	メディカル ID=西暦 108日生まれ 男性							
トリアーシ	ジタグ	□赤 □黄 □緑 □			1111111	100000	, om a < 0 / .				
メディカノ	レ ID			M							

2 頁/4 頁

患	者	£	名
(+	47	h-	+)

*氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載

初診医師氏名

		殿	診療	版 J-SPEED2018	3 当て [はまるも	の全てに	Z				意識障害:口無•口有 呼吸数: / min								
初診	ВΪ	西	暦	年	月	-	日	再	再々	バイタ	ルサイ	ン	血圧:	_/	1	nmHg	体温:	°(
	年				歳			一 診 — _{日付}	診				脈拍:				/	min	整•不動	女
Demographics	蚧	_		裁,□1-14 歳,[囲 <i>性</i>	□15 –64	↓歳,□]65 歳-	/	_	身長	€•体重		身長:		С	m	体重:		/ kg	
mogr	性別	2		男性 女性(妊娠なし)							往症		口高血圧	E 口粗	尿病	□喘息	<u> </u> □その)他		
	受診	3	_	女性(妊娠あり) 中等症(トリアージ	+ 4 / 1	1 -				以	江北		□麻疹						口吐火	北京
	分	5		中寺延(Fリアーン 再診患者	(典巴)以	х				予图	防接種		□麻疹 □風疹			ラ朔1、	ノノルユ	ンサ	山胛炎耳)
		6		頭頸・脊椎の重症							 主訴									
	-	7 8	_	体幹の重症外傷(四肢の重症外傷(-			//· !病歴		□外傷⇒	苦色々	ガロト	十州但出	を 記録へ	(L SD	EED (+=	7 7)
	外傷	9		中等症外傷(PAT			要)				ジャル正 語で記載)	i	□升陽·□ □精神保							
1	環	10	_	軽症外傷(外来処	置のみ [.]	で加療す	ij)]											
	境障害	11 12		創傷 骨折																
	青	13		熱傷																
	-	14 15		溺水 クラッシュ症候群																
	+	16	_	発熱					H							6	0			
1	虚	17		急性呼吸器感染症												4 = N	= p		1/	1)
1	医	18 19		消化器感染症、食 麻疹疑い	中毒											>	1		5	(
Health Events	感染症	20		破傷風疑い											1		.)	1		
[년 원 원	虚	21		急性血性下痢症												1	7	(1-1-	01
	_	22		緊急の感染症対応 人工透析ニーズ	<u> </u>										2	1.	- 15	- 5	1	15
	高度医療	24		外傷以外の緊急の	D外科的	医療二	ーズ								ice	7 7	1	444	一个	-
_	_	25	_	感染症以外の緊急		的医療	ニーズ									11	1/		11	
	精 神	26 27	_	災害ストレス関連 緊急のメンタル・ケ		ズ										2	<u></u>			
		28	_	深部静脈血栓症/			塞栓症疑 し										***			
	そ	29	_	高血圧状態						1	診断									
(の他	30 31		気管支喘息発作 緊急の産科支援=	ニーズ															
'		32		皮膚疾患(外傷•熱		\)							□無・□	有						
_	4	33		掲載以外の疾病 緊急の栄養支援=	- -			<u> </u>		Š	亚置									
با	公衆	34 35		緊急の未養又張− 緊急の介護/看護		-ズ														
1	衆一年生	36		緊急の飲料水・食									□無・□	有						
	_	37	_	治療中断	rich Eth. 3	た さ 番				5	処方									
1 1	実施処	38		高侵襲処置(全身 低侵襲外科処置(
	処置			四肢切断(指切断	を除く)								□帰宅							
Procedure & Outcome		41 42		出産・帝王切開・そ 医療フォロー不要				<u> </u>	무											
NO X	ł	43		医療フォロー小安									□搬送							
nre 8	Ī	44	_	紹介(紹介状作成										2	送機関 送先					
oceq	転帰	45 46	_	搬送(搬送調整実 入院(自施設)	施等)					i i	= 12			J/1X.	276					
ן בֿן	帰	47	_	患者自身による診	療継続	拒否		늄		 	坛帰		- 4T A	47	^ #					
	Ī	48		受診時死亡									□紹介	→ 紹:	介先					
	-	49 50		加療中の死亡 長期リハビリテー?	ים'יש.	心亜性							□死亡	→ 場	所					
F	関.	51		直接的関連あり(シ			等)							時						
l li	車	52		間接的(環境変化	による仮	建康障害	{)								認者					
1	性	53	_	関連なし(悪性腫瘍 保護を要する小児			断)						所	属(チー	ム名等)	医	師	看	隻師
ext 1	保	54 55	_	保護を要するが允		F)			H											
Context	蒦	56	_	性暴力							者署名			·- I						
	追	57 58		暴力(性暴力以外	h)					(判読できん	る文字で記	記載)	薬剤	師	業務調	整員	<i>₹</i> 0	り他	デー:	タ入力
	追加症候	59	H																	
	群	60																		
〈チモ〉																				
														TT EXT #					らの指示に	
											<u>ل</u> ا	・ナイナ	IV ID=	四暦生	<u> </u>	8桁十	"性別十 	<u> 大名カ</u>	<u>ダカナ上</u> 	107桁
;	メラ	ディ	カノ	レID									M F							

3 頁/4 頁

患者氏名 (カタカナ) *氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載

医師氏名

*本ページを最初に利用した医師氏名

日時	所見	J-SPEED 該 当コート(4 度目 受診以降)	処置•処方	■診療場所●所属■医師等サイン

			,	メディカル ID=西暦生	年月日	8 桁十	性別十	氏名力名	カナ上	位7桁
メディカル ID				M F						

4頁/4頁

患者氏名 (カタカナ)

メディカル ID

* 氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載

医師氏名

*本ページを最初に利用した医師氏名

年号西暦明治40年190745年1912	日時	所見	J-SPEED 該 当コート(4 度 目受診以降)	処置•処方	診療場所所属医師等サイン
大正元年 1912 5年 1916 10年 1921 15年 1926					
昭和元年 1926 5年 1930 10年 1935					
15年 1940 20年 1945 25年 1950					
30年 1955 35年 1960 40年 1965 45年 1970					
50年 1970 50年 1975 55年 1980 60年 1985					
64年 1989 平成元年 1989 5年 1993					
10年 1998 15年 2003 20年 2008					
25年201331年2019新年号元年2019					
			<u> </u>		

メディカル ID=西暦生年月日 8 桁+性別+氏名カタカナ上位 7 桁

M,

災害時診療概況報告システム J-SPEED2018診療日報(一般診療版)



※該当箇所に	記入し、および図を入れる	
	所属•職種•氏名	
	報告対象診療日	
報告元	今回報告の主たる診療地点 (救護所・避難所名等)	
	携帯電話番号 (報告者への連絡方法)	
	電子メール	

特記メモ(災害医療コーディネータ等への報告事項):	隊員の健康状態(隊員に健康に関する報告事項):
	In section of the sec

	□被災地域	
76.VB —	□被災地域外・被災都道府	F県内
派遣元 区分1	□被災都道府県外	
	□海外	
	□その他()
	□DMAT	
	□国立病院機構	
派遣元	□日赤	
区分2	□JMAT	
	□DPAT	
	□その他()
	□同一地区で継続	
	□別地区で継続	
明日の 診療活動	□終了	
ログ7水7日玉川	□未定	
	口その他()

下表記入についての補足:
・記入報告:まず該当する年齢・性別・妊婦区分(縦軸)を決定したのち、該当する症候群(横軸)全てをカウントしていく。
・記入方法:診療活動場所ごとに該当症候群/健康事象数を集計し、対策本部等に日報するよう努める。

			・ 療法 動場所 ことに 設当 症候群 /健康 学家 変を 集	0			4歳		15-64歳		65≢	以上	
Demographic	性 別			男	女	男	女	男	女	妊婦	男	女	合計
ogra	受 診 区		性別(診療件数)										
em)	ĬŽ.		中等症(トリアージ黄色)以上										
	分		再診患者										
Г		7	頭頸・脊椎の重症外傷(PAT赤)										
			体幹の重症外傷(PAT赤) 四肢の重症外傷(PAT赤)										
	外傷		中等症外傷(PAT赤以外•入院必要)										
			軽症外傷(外来処置のみで加療可)										
	環 境	_	創傷										
	障害		骨折										
	害		熱傷										
			溺水										
			クラッシュ症候群 発熱										
	症		急性呼吸器感染症										
	候		消化器感染症、食中毒										
(0	咸		麻疹疑い										
Health Events	感染	20	破傷風疑い										
Š	症	21	急性血性下痢症										
	-		緊急の感染症対応ニーズ										
Ë	高度		人工透析ニーズ										
	医		外傷以外の緊急の外科的医療ニーズ 感染症以外の緊急の内科的医療ニーズ										
	療		窓未延め700条点の内谷的医療——入 災害ストレス関連諸症状										
	精神		緊急のメンタル・ケアニーズ										
1			深部静脈血栓症/肺・脳・冠動脈塞栓症疑い										
	-	29	高血圧状態										
	その		気管支喘息発作										
	他		緊急の産科支援ニーズ										
	"		皮膚疾患(外傷・熱傷以外)										
			掲載以外の疾病 緊急の栄養支援ニーズ										
	公衆		緊急の介護/看護ケアニーズ										
	衛		緊急の飲料水・食料支援ニーズ										
	生		治療中断										
Г	実		高侵襲処置(全身麻酔・入院必要)										
ı	実施処置内容		低侵襲外科処置(縫合・デブリドマン等)										
o	置内		四肢切断(指切断を除く)										
Ë	容		出産・帝王切開・その他産科処置										
Outcome			医療フォロー不要(再診不要)										
⊗ ⊗			医療フォロー必要(再診指示) 紹介(紹介状作成等)										
			搬送(搬送調整実施等)										
Procedure	転		入院(自施設)										
roc	帰		患者自身による診療継続拒否										
1"			受診時死亡										
1			加療中の死亡										
$oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{eta}}}$		_	長期リハビリテーションの必要性										
1	関		直接的関連あり(災害による外傷等)										
1	連性		間接的(環境変化による健康障害)										
1	止		関連なし(悪性腫瘍等・診察医判断) 保護を要する小児(孤児等)										
ext	保		保護を要する成人高齢者										
Context	護		性暴力										
ŏ			暴力(性暴力以外)										
1	追 fin	58											
1	追加症候群	59											
L	群	60											
<me< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>データの雷子</td><td></td><td></td></me<>											データの雷子		

(Memo>	□ データの電子入力完了	
	<u> </u>	
	- (

災害時診療概況報告システム J-SPEED2018診療日報 説明



所属先医療チーム名、報告者の職種、氏名を記載 診療日を西暦で記載					
診療地点の名称(わかる範囲で郵便番号・住所も記載)					

	派遣元区分1	派遣元の地理情報をチェック
派遣状況	派遣元区分2	派遣元の所属団体名をチェック
	明日の診療活動	明日の診療活動予定をチェック

報告	特記メモ	災害医療コーディネータ等への報告事項を記載(救護所・避難所の状況や支援要請など)						
報口	隊員の健康状態	隊員の健康に関する報告事項を記載						

.ပ	性	1	男性	男性(生物学的性別に基づく)
Demographic	別	2	女性(妊娠なし)	女性(妊娠していない)
gre	受	3	女性(妊娠あり)	女性(妊娠している)
Ĕ	受診区	4	中等症(トリアージ黄色)以上	歩行不能(被災前からの障害を除く)
۵	分			再診(初診は常にチェックなし)
		6	頭頸•脊椎の重症外傷(PAT赤)	重症頭部・脊椎外傷(入院や全身麻酔が必要)
				重症体幹部外傷 (入院や全身麻酔が必要)
	外			重症四肢外傷(入院や全身麻酔が必要)
	傷			中等症外傷(鎮静や神経ブロックが必要)
				軽症外傷(局所麻酔以外の麻酔不要)
	環境			創傷、(臓器)損傷
	障	12		
	害			皮膚/気道の熱傷
		14	溺水	溺水と低体温症、溺水のエピソード
		15	クラッシュ症候群	身体の長時間圧迫と意識混濁/失禁/乏尿
				発熱(定義は登録者判断でよい)
1	症	17	急性呼吸器感染症	咳、寒気、咽頭痛、発熱等(すべての症状なくともよい)
	候	18	消化器感染症、食中毒	下痢・嘔吐
ω	感	19	麻疹疑い	発熱と皮疹
Events	染	20	破傷風疑い	外傷後の開口障害、頸や下顎の硬直(疼痛で顎が胸につかない)
Ě	症	21	急性血性下痢症	急性血性下痢症
도	-	22	緊急の感染症対応ニーズ	感染症専門家へのコンサルトが必要、1~4類感染症疑い
Health	高	23	人工透析ニーズ	人工透析が必要な急性・慢性腎不全
1-	度医	24	外傷以外の緊急の外科的医療ニーズ	緊急手術が必要な症例(外傷を除く)
	療	25	感染症以外の緊急の内科的医療ニ―ズ	緊急治療 (手術を除く) が必要な症例 (感染症を除く)
	精	26	災害ストレス関連諸症状	不眠、頭痛、めまい、食欲不振、胃痛、便秘等
	神	27	緊急のメンタル・ケアニーズ	自殺企図、問題行動、不穏
				呼吸苦、胸痛、失神、下肢の発赤腫脹(車中泊等に続く)
	2		高血圧状態	>160/100(いずれかに該当するもの)
	その			呼吸困難と喘鳴
	他			妊娠合併症 (出血・子癇等)等
				皮膚疾患(外傷・熱傷を除く、疥癬など)
				掲載以外の疾病
	公			アレルギー食、治療食、宗教食等の緊急支援必要
	衆			要介護/看護者、身体・精神・知的障害者
	衛生			生存に必要な飲料水(3以/日)・食料の不足
Н				災害による必要な治療の中断
	実施			全身麻酔や入院が必要な手術の実施 (四肢切断と分娩を除く)
	処置			全身麻酔や入院が不要な外科処置の実施
o o	直内			四肢切断術(指趾を除く)の実施
E O	容			経腟分娩(吸引・鉗子・骨盤位含む)、帝王切開術、産科的処置(出血・流早産対応等)の実施
Outcome	,			再受診は不要
8				再受診が必要
				他の医療機関へ紹介
Procedure	転			搬送(搬送調整実施等)
90	帰			入院
يّ	}			必要な治療を拒否
	}			来院時死亡
				来院後に死亡 長期のロスピロが必要
\vdash				長期のリハビリが必要
				直接的に災害によって起こった外傷
				災害後の環境により起こった傷病
	I.E			災害に関係なく緊急性のない健康問題
ž	/P			緊急で保護の必要のある子ども 緊急で保護の必要のある子ども
Context	保護			緊急で保護の必要のある成人 性暴力の被害者
ပိ	灾灾			
	追	58	茶川 (暴力の被害者(性暴力以外)
	加	58		
	症 候 群	60		
ш	群	υU		

ı		データの電子入力完了	電子入力(アプリ等)が完了した時点でチェック
ı	その他		
ı			

災害診療記録2018(精神保健医療版)

改訂日:2018/10/31

精	神保健医	療版	₹J−S	PEED あ	ってはまる	もの全て	(CØ	相]談対応 F	1		西	暦・平	成		年		月	日
年	临			_		_歳					(フリ	Jガナ)_							
-	비즈		歳	□ 1~14	1歳 □	15~64歳	□ 65歳	~ 相	談者氏名	3									
性	민	1																	
111	נינ <i>ו</i>	2		女				1	生年月日		西	暦・大	正・昭	和・平原	戓	年		月	日
属'	3		支援者																
対応した場所		4		避難所				1	住所										
		5		病院•救	護所														
		6	_	自宅															
			_	その他				一選難	所•救護所	听名 									
		7 8	-	眠れなし	`			「携;	帯〕電話者	5号									
		9	_	不安だ															
		10		災害場面	5が日に	浮かご		一 既	往精神疾	患	□ đ	あり () [コ なし	□ 不明
	本	11		ゆううつ		77.77		-											
	人の	12	_	体の調				-	内服薬										
	訴		_	_				-	內服果										
	え	13	_	死にたく				_											
		14	_			けている		_											
			-	物忘れた	がある			_											
		-	-	その他				_											
		17	_	話がまと		1		_											
		18	-	怒ってい				_	生活歴										
		19		興奮して	いる			_											
	行	20		話しすき	る						被災	状況:	□ 家族	▼友人の₹	E亡•行方	不明 [] 自身(の負傷	
精	動	21		応答でき	ない								□ 家屋	の損壊ま	たは浸水				
神	上の	22		徘徊して	いる						家	族:	□ あり	□な	し				
的	問	23		自傷して	いる														
健 康	題	24		自殺を訪	はみる														
状		25		暴言·暴	力をふる	う													
態		26		酒をやめ	うられなし	١													
		27		その他				1											
	I	28		F0:認知	症,器質	性精神障	害	1	現病歴										
		29	_	F1:物質															
	C D	30	-	F2:統合															
	分	31	-	F3:気分		77-211-12		1											
	類	32				ノス関連隊	音宝	-											
	医			F5:心身		7 (12) 22 [1		+											
	師			F6:人格		·····································		1											
	10			F7:知的				-											
	よる	36	_	F8:心理					現症										
	診	37	_	F9:児童				-	SUME										
	断	38	_	F99:診園		07阵 -		-											
)		_					-											
-	<u> </u>	39	_	G40:て/				+											
		40	_	精神医療				-											
必要な	支援	41	_	身体医療				-											
		42	-	保健・福				-											
		43			場 家庭	等での対	心	4											
		44		処方				4											
対	応	45	_	入院·入				_	讨応・引継	,									
	_	46		地域の個	呆健医療	機関へ紹	介∙調整		方内容含										
		47		傾聴•助	言等			_											
車云!	帰	48		支援継続	売			_											
+Δ:	, ib	49		支援終了															
災害と精神	神的健康	50		直接的關	月連														
状態σ)関連	51		間接的関連		1													
(医師によ	(医師による判断) 所属チーム名			関連なし	,						精剂	申科的緊	急性	□ あり	□なし				
所屋チー								相談:	者への対	応者·	—— 名								
////////	<u>~ µ</u>							11111111		<u>心石·</u> 医師	н		看	蒦師(保優	師会ない	$\overline{}$	*	務調整員	<u> </u>
									Į.	H1P				~=·/ \	u · 0 /	\dashv		- 1/1 4171上 戸	•
		ı		l			, , ,	•		ı	ı	N /	1				I	1	1
メディオ	カルID											MF							

精神保健医療版J-SPEED日報 2018

	_		
		-	
		-	
	•	_	

	所属・職種・氏名		災害名	
	報告対象診療日			
報告元	今回報告の主たる診療地点	1		
報言ル	(救護所・避難所名等)			
	携帯電話番号			
	(報告者への連絡方法)			
	電子メール			
		1		

	電丁メール			
				合計
相談対応	延人数			
		0歳		
		-	14歳	
3	丰齢	-	~64歳	
		\vdash	表~	
		+		
1	生別	\vdash	男	
	714		女	
Я	属性	_	支援者	
			避難所	
対応	した場所	\vdash	病院・救護所	
		6	自宅	
		7	その他	
		8	眠れない	
		9	不安だ	
	本	10	災害場面が目に浮かぶ	
	人	11	ゆううつだ	
	の	12	体の調子が悪い	
	訴	13	死にたくなる	
	え	14	周りから被害を受けている	
		_	物忘れがある	
		\vdash	その他	
		_	話がまとまらない	
		_	怒っている	
		-	興奮している	
	行			
精	動	\vdash	話しすぎる	
神	上	\vdash	応答できない	
的	の	_	徘徊している	
健	問	-	自傷している	
康	題	24	自殺を試みる	
状	~3	25	暴言・暴力をふるう	
態		26	酒をやめられない	
ne:		27	その他	
		28	F0:認知症,器質性精神障害	
		29	F1:物質性精神障害	
		30	F2:統合失調症関連障害	
	l .	31	F3:気分障害	
		32	F4:神経症,ストレス関連障害	
	С	33	F5:心身症	
	D	—	F6:人格・行動の障害	
	分	_	F7:知的障害〈精神遅滞〉	
	類	\vdash	F8:心理的発達の障害	
		\vdash	F9:児童・青年期の障害	
		\vdash	F99:診断不明	
		_	F99: 診断不明 G40: てんかん	+
	L	+		+
		-	精神医療	
必要	な支援	\vdash	身体医療	
			保健・福祉・介護	
対応			地域・職場・家庭等での対応	
		-	処方	
		\vdash	入院・入所	
		46	地域の保健医療機関へ紹介・調整	
		47	傾聴・助言等	
		48	支援継続	
4	玉帰	49	支援終了	
,,, <u>-</u>			直接的関連	
	災害と精神的		間接的関連	
健康状	健康状態の関連		関連なし	
		1		

<特記事項>
<付記争根>
<隣員の健康状能>

被災者・被災地支援には、チームの皆様も健康であることが必要です。 体調を崩している方はいませんか。チーム内に以下に該当する方がいる場合は、 チェックをいれてください。

- □ 1. 食事・休憩がとれていない
- □ 2. 眠れていない
- □ 3. イライラしている
- □ 4. コミュニケーションがとれていない
- □ 5. 活動に支障がある

<隊員の健康に関する報告>

令和6年12月発行

青森県健康医療福祉部障がい福祉課 障がい企画・精神保健グループ

TEL 017-734-9307 (直通)

FAX 017-734-8092

T030-8570

青森市長島1-1-1 青森県庁北棟6階